

解体工事業登録通知書

建振第96-64号  
平成25年2月8日

株式会社 ダイトク  
星山 健 様

大阪府知事 松井 一郎



平成25年1月25日付けで申請のあった解体工事業に係る登録の申請については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第23条第1項の規定により、次のとおり登録したので、同条第2項の規定により通知します。

登録番号 大阪府知事（登解-24）第433号

登録の有効期間 平成25年2月26日から平成30年2月25日まで

注）登録の更新申請を行う場合の書類提出期限：平成30年1月26日  
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日）